

14 収入保険制度の実施

【53,089（一）百万円】

対策のポイント

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を実施します。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化に向けて、収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取組を促進するため、農業経営者ごとの収入全体を対象とした収入保険制度を実施する必要があります。

政策目標

- 今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加
- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農業経営収入保険料国庫負担金 6,129（一）百万円
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国庫が負担します。
補助率：1/2
事業実施主体：全国農業共済組合連合会
2. 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金 45,677（一）百万円
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が交付します。
補助率：定額
事業実施主体：全国農業共済組合連合会
3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,283（一）百万円
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会に対し、収入保険制度の事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を負担します。
補助率：1/2以内
事業実施主体：全国農業共済組合連合会

[平成30年度予算概算要求の概要]

(関連対策)

収入保険制度の導入に向けた準備

1. 農業者の収入データの収集

103(114)百万円

収入保険制度の保険料率の算定等を適切に行うため、収入保険制度の制度設計に基づき、農業者の収入データを把握します。

委託費
委託先：民間団体等

2. 収入保険電算処理システムの開発

325(149)百万円

収入保険制度の事務処理を円滑に行うための電算処理システムの開発を支援します。

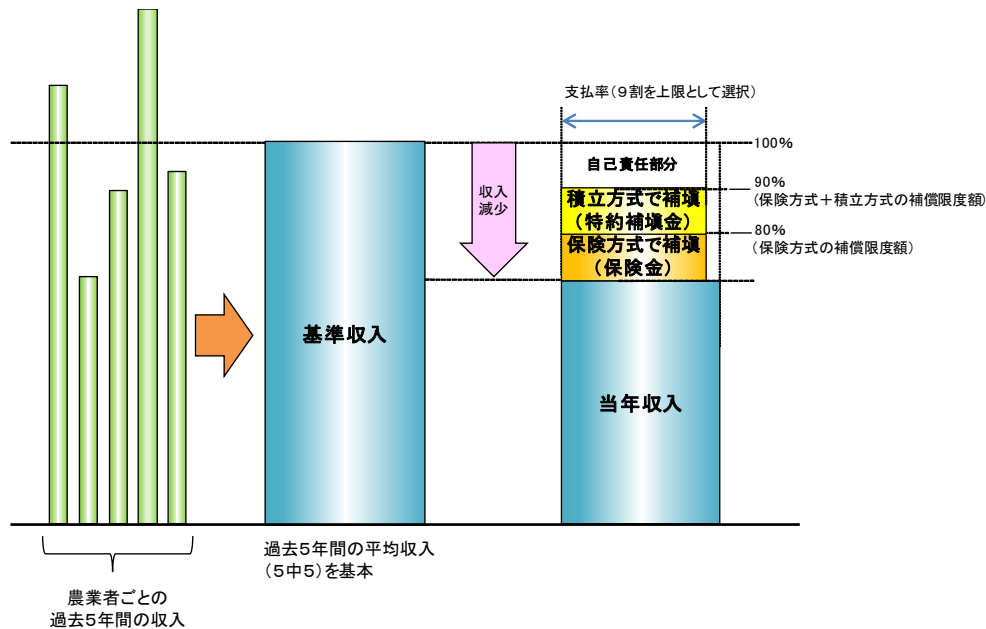
補助率：定額
事業実施主体：全国農業共済組合連合会

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本として基準収入を設定し、
- ③ 当年収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとならない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



(注)5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)を選択した場合

[お問い合わせ先：経営局保険課 (03-6744-7147)]